

被災者支援制度

各支援制度の詳しい内容は、**被災者支援制度一覧(裏面)**の説明をご覧ください。
被災者支援情報ダイヤル ☎0120-013-572にお問い合わせください。



平成28年7月版 **A**

地震による 死亡・ケガ

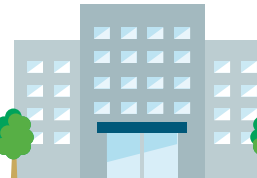


家・家財が被害を 受けた

- 新たに住む場所を探したい
- 建て直し・修理したい
- 生活必需品が必要



税の支払いに 関すること



医療・年金・介護 ・保育料等の 支払いに関すること



受けられる可能性のある支援

災害弔慰金➔③
熊本地震により亡くなった方のご遺族に災害弔慰金を支給します。

災害見舞金➔④
熊本地震により心身に障がいを受けた方等に災害見舞金を支給します。

災害義援金➔⑤
熊本地震により亡くなった方のご遺族及び重傷を負った方に、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を配分します。

【問い合わせ先】 生活再建支援課 ☎0120-013-572

り災証明「住家」(店舗兼住宅を含む)

今回の熊本地震に伴う「住家」(店舗兼住宅を含む)の被害について、り災証明書の発行手続きを行います。

※各種お手続きに必要なことがあります。
※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。

【問い合わせ先】
り災証明書発行に関するコールセンター ☎0120-237-034

災害見舞金 ➔④

熊本地震による住家の被害に応じて、災害見舞金を支給します。

災害義援金 ➔⑤

熊本地震により住家に一定以上の被害を受けた方に、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を配分します。

災害援護資金の貸付

熊本地震による被害の程度や世帯の状況に応じて、災害援護資金の貸付を行います。

[貸付限度額]
被災状況により150万円～350万円

[貸付条件]
利率:年3%(据置期間<3年>中は無利子)

[償還期間]10年 ※連帯保証人が必要です。

【問い合わせ先】
生活再建支援課 ☎0120-013-572

生活必需品が必要

寝具その他 生活必需品の支給 ➔⑨

【問い合わせ先】
健康福祉政策課
☎328-2340



福祉用具(高齢者・障がい者)の 再購入・再給付 ➔⑰・⑳

【問い合わせ先】
高齢介護福祉課
☎328-2347

障がい保健福祉課
☎328-2519



新たに住む場所を探したい

民間賃貸住宅借上げ制度による 住宅の提供 ➔⑧

民間賃貸住宅を市が借上げます。
※物件はご自身で探していただきます。

【問い合わせ先】
建築政策課 ☎328-2438
住宅再建支援課 ☎328-2973

民間賃貸住宅の情報提供

不動産関係団体が協力して、民間賃貸住宅の相談窓口を設置しています。

【問い合わせ先】
民間賃貸住宅相談窓口
☎0120-03-0338



建て直し・修理したい

被災者生活再建支援金の支給 ➔⑥

熊本地震により住宅が大規模半壊又は全壊(やむをえない事由により解体する半壊を含む)の被害を受けた方に、生活再建の支援金を支給します。

【問い合わせ先】
生活再建支援課 ☎0120-013-572

被災住宅の応急修理 ➔⑦

熊本地震により住宅が半壊以上の被害を受けた世帯に対し、一定の範囲内で市が応急的に修理します。

【問い合わせ先】
営繕課 ☎328-2573
設備課 ☎328-2450

被災家屋等の解体・撤去

熊本地震により全壊、大規模半壊又は半壊した家屋(事業所等)の解体・撤去を市が所有者に代わって行います。

申請には予約券が必要です。
[予約券配付期間] 6月13日～8月31日
[配付場所] 市役所14階大ホール、
各区役所、託麻総合出張所、
城南総合出張所

【問い合わせ先】
震災廃棄物対策課 ☎328-2976
被災家屋解体ダイヤル
☎0120-946-153

税の減免・納税の猶予制度

市税の減免・納税の猶予 ➔②

熊本地震により被害を受けた状況により市税の減免又は納税を猶予(分割納付)できる場合があります。

【問い合わせ先】
中央区役所税務課 ☎328-2181
(納税の猶予については納税課 ☎328-2204)

東区役所税務課 ☎367-9138
西区役所税務課 ☎329-1174
南区役所税務課 ☎357-4143
北区役所税務課 ☎272-1114

個人市民税(居住する住宅に被害を受けた場合)

居住する住宅の 被害の程度	減 免 割 合		
	合計所得が500万円以下	合計所得が750万円以下	合計所得が1,000万円以下
全 壊	全 額	1/2	1/4
大規模半壊	3/4	3/8	3/16
半 壊	1/2	1/4	1/8

※上記のほか、所有する住宅又は家財に被害を受けた場合、農作物に被害を受けた場合など納税が困難な場合には減免を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

固定資産税(固定資産に被害を受けた場合)

区 分	減 免 事 由		減免割合
土地	損害の程度 被害面積が土地全体の 面積に占める割合	2割以上4割未満	4/10
		4割以上6割未満	6/10
		6割以上8割未満	8/10
		8割以上	全額
家屋	損害の程度 建物の価値が減少した 割合	2割以上4割未満	4/10
		4割以上5割未満	6/10
		5割以上	全額
償却 資産	損害の程度 資産の価値が減少した 割合	2割以上4割未満 4割以上6割未満 6割以上8割未満 8割以上	4/10 6/10 8/10 全額

※上記のほか、納税が困難な場合には減免を受けられる場合がありますのでお問い合わせください。

医療費・保険料・介護利用料・保育料等の減免・支払いの猶予制度

- ①国民健康保険料の減免 ➔⑩
- ②国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除 ➔⑪
- ③後期高齢者医療保険料の減免 ➔⑫
- ④後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の免除 ➔⑬
- ⑤国民年金保険料の免除 ➔⑭
- ⑥介護保険料および介護サービス利用料の減免 ➔⑮・⑯

- ⑦障がい福祉関係サービス利用者負担額の免除 ➔⑰
- ⑧保育所等保育料の減免 ➔⑱
- ⑨母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予 ➔⑲



【問い合わせ先】

- ①～⑤・国保年金課 ☎328-2290
・各区区民課
- ⑥・高齢介護福祉課 ☎328-2347
・各区福祉課
- ⑦・障がい保健福祉課 ☎328-2519
・各区福祉課
- ⑧・保育幼稚園課 ☎328-2568
・各区保健子ども課
- ⑨・母子父子相談室 ☎385-1228
・各区保健子ども課

その他生活上の相談窓口

こころの健康相談

【問い合わせ先】
こころの健康センター
☎362-8100
ウェルパルクまもと3階
(平日9時～16時)

消費生活相談

【問い合わせ先】
熊本市消費者センター
☎353-2500

関係機関の相談窓口

被災分譲マンションについての専門家相談
住まいるダイヤル
(公財)住宅リフォーム
紛争処理支援センター
☎0570-016-100
(PHS、IP電話の場合は☎03-3556-5147)

土地建物の権利について
熊本地方法務局 ☎364-2145

法的支援について
法テラスサポートダイヤル
☎0570-078-374

**被災住宅の補修や
再建について**
住宅補修専用 住まいるダイヤル
☎0120-330-712

金融機関との取引について
金融庁相談ダイヤル
☎0120-156-811

雇用保険失業給付について
(相談)熊本労働局 職業安定課
☎211-1703
(手続き)各ハローワーク

り災証明(「住家」(店舗兼住宅を含む))の申請を受け付けています

り災証明書は、各種支援制度のお手続きに必要なことがあります。

※お住いの区以外でも、り災証明書の申請ができます。

【対象となる方】

「住家」(店舗兼住宅を含む)に被害を受けた方

※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。

※遠方への避難等で窓口にお越しいただけない方はお問い合わせください。

申請窓口

各区役所 福祉課

中央区 ☎328-2311
東 区 ☎367-9127
西 区 ☎329-5403
南 区 ☎357-4129
北 区 ☎272-1118

各 総 合 出 張 所

託麻総合出張所 ☎380-3111
河内総合出張所 ☎276-1111
花園総合出張所 ☎359-1122
城南総合出張所 ☎0964-28-3111
鮎田総合出張所 ☎227-1111

天明総合出張所 ☎223-1111
幸田総合出張所 ☎378-0172
北部総合出張所 ☎245-2111
清水総合出張所 ☎343-9161

平成28年熊本地震 被災者支援制度(一覧)

	支援制度名	対 象 者	全 壊	大 規 模 半 壊	半 壊	内 容	受付窓口・ 問い合わせ先
1	各種証明書の 発行手数料の 免除	熊本地震に関する手続きに使用するため、各種証明書が必要な方	●	●	●	【手数料が免除される証明書】 ・印鑑に関する証明 ・住民票の写し ・印鑑登録証 ・所得課税証明書 ・納税証明書 ・その他税証明書 ・固定資産関係証明書 ・住民票記載事項証明書	各証明書発行窓口
2	市税の減免・ 納税の猶予	熊本地震により被害を受けた方	▲	▲	▲	被害を受けた状況により市税の減免又は納税を猶予(分割納付)できる場合があります。	中央区 ☎328-2181 (納税の猶予については) 納税課 ☎328-2204 東 区 ☎367-9138 西 区 ☎329-1174 南 区 ☎357-4143 北 区 ☎272-1114
3	災害弔慰金	熊本地震により亡くなった方(関連死も含む)のご遺族 【日本財団】 熊本地震により亡くなった方(関連死も含む)のご遺族・ご親族				亡くなった方が 生 計 維 持 者:500万円 生計維持者以外:250万円	生活再建支援課 ☎0120-013-572 【窓口】は5を参照
4	災害見舞金	熊本地震により心身に重度の障がいを受けた方 熊本地震により重傷を負った方 熊本地震により住家に一定以上の被害を受けた方※ 【日本財団】 熊本地震により住家が全壊(全焼)・大規模半壊(半焼)した世帯				重度の障がいを受けた方が 生 計 維 持 者:250万円 生計維持者以外:125万円 1ヶ月以上の重傷を負った方:3万円 住 家 の 全 壊 ・ 全 焼 又 は 流 出:5万円 住家の半壊(大規模半壊を含む)又は半焼:3万円	生活再建支援課 ☎0120-013-572 ※災害弔慰金:重度の障がいを受けたことによる災害見舞金の支給を受けられた方は対象になりません。 【窓口】は5を参照
5	災害義援金	・熊本地震により亡くなった方のご遺族(災害弔慰金の対象者) ・熊本地震により1カ月以上の重傷を負った方(災害障害見舞金:災害見舞金の対象者) ・熊本地震により住家に一定以上の被害を受けた方(災害見舞金の対象者)				配分額:82万円(7月1日現在) 配分額:8万2千円(7月1日現在) 配分額:《全壊》82万円 《大規模半壊・半壊》41万円(7月1日現在)	生活再建支援課 ☎0120-013-572
6	被災者生活 再建支援金 の支給	・熊本地震により住家が全壊又は大規模半壊の被害を受けた方 ・熊本地震により住家が半壊の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となること、その他やむをえない事由により、解体される方(全壊扱いになります。)	●	●	▲	支援金の支給額は、①住家の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と②住家の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)の合計額となります。 基礎支援金:全壊の場合100万円、 大規模半壊の場合50万円 加算支援金:建設・購入をする場合200万円、 補修をする場合100万円、 賃貸の場合50万円: いずれも複数員世帯のときの額です。単身世帯の場合は3/4になります。	【窓口】 熊本市役所14F 東区役所 託麻総合出張所 西区役所 アスバル富合 城南総合出張所 北区役所
7	被災住宅の 応急修理	[以下の全てに該当する方] ・熊本地震により住家が半壊、大規模半壊又は全壊の被害を受けたこと ・応急仮設住宅(⑧の民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供を含む)を利用しないこと ・自ら修理する資力がいないこと	▲	●	●	住家が半壊、大規模半壊又は全壊の被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分について、申込者が選定した業者に市が依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。 ※修理限度は1世帯当たり57万6千円です。	【窓口】 熊本市役所14F 営繕課 ☎328-2573 設備課 ☎328-2450
8	民間賃貸住宅 借上げ制度 による 住宅の提供	[以下の全てに該当する方] ・平成28年4月14日に熊本市に住所があること ・熊本地震により住家が全壊(大規模半壊を含む)で居住する住家がないこと ※半壊で居住できない場合は対象 ・自らの資力では住家が確保できないこと ・⑦の被災住宅の応急修理を利用しないこと	●	●	▲	住家が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して熊本市が民間賃貸住宅を借上げます。 家賃が6万円以下の住宅であること。 (乳幼児を除いて5人以上の場合は9万円以下)	【窓口】熊本市役所14F 【問い合わせ先】 建築政策課 ☎328-2438 住宅再建支援課 ☎328-2973

	支援制度名	対 象 者	全 壊	大 規 模 半 壊	半 壊	内 容	受付窓口・ 問い合わせ先
9	寝具その他生活 必需品の支給	住家の全壊・半壊により、生活上必要な寝具その他生活必需品を喪失等され、直ちに日常生活を営むことが困難な方	●	●	●	被災された方に、寝具その他生活必需品の支給を行います。 【支給品】 寝具、下着、紙おむつ、調理器具等	健康福祉政策課 ☎328-2340
10	国民健康 保険料の減免	・熊本地震により住家が半壊以上の被災をした方 ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったり、行方不明の方 ・主たる生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる方		●	●	熊本地震による被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。	
11	国民健康保険 医療費の 一部負担金 (窓口負担) の免除	・熊本地震により住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方 ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったり、行方不明の方 ・主たる生計維持者が業務を廃止、休止又は失職して現在収入がない方		●	●	被災された国民健康保険の被保険者(加入者)の方が、医療機関を受診する際に、医療機関の窓口で左の対象者に該当することを申告することで、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除されます。	国保年金課 ☎328-2290
12	後期高齢者医療 保険料の減免	10と同じ		●	●	熊本地震による被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。	[各区役所区民課] 中央区 ☎328-2278 東 区 ☎367-9125 西 区 ☎329-1198 南 区 ☎357-4128 北 区 ☎272-6905
13	後期高齢者 医療費の 一部負担金 (窓口負担)の 免除	11と同じ		●	●	被災された後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)の方が、医療機関を受診する際に、医療機関の窓口で左の対象者に該当することを申告することで、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除されます。	
14	国民年金 保険料の免除	国民年金第1号被保険者で被災により住家・家財などに2分の1以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方 ※保険等による補てんがある場合はその分を控除	▲	▲	▲	年金保険料納付を免除します。	
15	介護保険料の 減免	65歳以上の方で、世帯主又は本人が地震により住家等について著しい損害(全半壊程度)を受けられた場合	●	●	●	介護保険料が減免になる場合があります。	
16	介護保険 サービス 利用料の減免	・熊本地震により住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方 ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったり、行方不明の方 ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止又は失職して現在収入がない方	●	●	●	被災された方で、介護保険サービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。	高齢介護福祉課 ☎328-2347 [各区役所福祉課] 中央区 ☎328-2311 東 区 ☎367-9127 西 区 ☎329-5403 南 区 ☎357-4129 北 区 ☎272-1118
17	介護保険特定 福祉用具の 再購入	熊本地震により、以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方				特定福祉用具の再購入費用の9割(または8割)を支給します。 ※購入の前に事前申請が必要です。	
18	保育所等 保育料の減免	熊本地震により住家に全壊又は半壊(大規模半壊含む)の被害を受けた方	●	●	●	被災した方は、保育料の減免を受けられる場合があります。 ※前年所得による制限があります。	保育幼稚園課 ☎328-2568 [各区役所保健子ども課] 中央区 ☎328-2421 東 区 ☎367-9130 西 区 ☎329-6838 南 区 ☎357-4135 北 区 ☎272-1104
19	障がい福祉 関係サービス の利用者負担 の免除	・熊本地震により住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方 ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったり、行方不明の方 ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止又は失職して現在収入がない方	●	●	●	被災された方で、障がい福祉関係のサービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。 ※対象サービスは、障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援、補装具及び日常生活用具	障がい保健福祉課 ☎328-2519 児童相談所 ☎366-8181 [各区役所福祉課] 中央区 ☎328-2311 東 区 ☎367-9127 西 区 ☎329-5403 南 区 ☎357-4129 北 区 ☎272-1118
20	障がい者の 福祉用具の 再給付	熊本地震により、以前熊本市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方				福祉用具(補装具・障がい者日常生活用具)の再給付を行います。 ※購入の前に事前申請が必要です。	
21	母子父子寡婦 福祉資金 貸付の 償還の猶予	・貸付を償還中の方で、熊本地震により住家に全半壊の被災をされた方 ・療養に1ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方 ・失職して償還が困難な方	●	●	●	償還を猶予できる場合があります。	母子父子相談室 ☎385-1228 [各区役所保健子ども課] 中央区 ☎328-2421 東 区 ☎367-9130 西 区 ☎329-6838 南 区 ☎357-4135 北 区 ☎272-1104

発行:熊本市政策局 復興部 復興総務課
〒860-8601熊本市中央区手取本町1番1号

・平成28年熊本地震・

熊本市被災者生活支援
ガイドブック

被災された方の生活を中心とした支援制度を皆様にお知らせするため、ガイドブックを作成しました。
このガイドブックには、大まかな支援内容と問合せ先を掲載しています。
詳しい内容や具体的な手続きにつきましては
ホームページでご確認いただくか、下記までご連絡ください。
(注)この支援制度は、平成28年7月1日時点の内容であり、今後制度等の改正により、かわることがありますので、ご留意願います。

被災者支援情報ダイヤル
り災証明書発行に関するコールセンター
被災家屋解体ダイヤル

☎0120-013-572
☎0120-237-034
☎0120-946-153

}

FAXでのお問い合わせは
☎096-323-0550